

# 謹告

## ルリコナゾールに関する特許権について

ルリコナゾールは、日本農薬株式会社がその原薬を製造し、株式会社ポーラファルマが、「ルリコン® クリーム1%」、「ルリコン® 液1%」および「ルリコン® 軟膏1%」として製造販売している医薬品です。

日本農薬株式会社が保有する、ルリコナゾールを有効成分とする抗真菌剤に関する特許権（特許第3278738号）は、平成28年7月8日をもって存続期間が満了となりますが、引き続き、日本農薬株式会社および株式会社ポーラファルマが保有する、特許第5453559号（平成45年4月9日満了）、特許第5460797号（平成44年9月14日満了）、特許第5513660号（平成45年5月8日満了）、特許第5587488号（平成45年12月12日満了）、特許第5589110号（平成45年3月8日満了）、特許第5589130号（平成45年9月6日満了）、特許第5623671号（平成45年12月12日満了）、特許第5680161号（平成45年9月6日満了）、特許第5686914号（平成46年3月10日満了）、特許第5698395号（平成46年2月19日満了）、特許第5699234号（平成46年2月19日満了）、特許第5160409号（平成38年10月2日満了）、特許第5184342号（平成38年10月2日満了）、特許第5662495号（平成45年2月8日満了）が、ルリコナゾールの原薬及び製剤等に関する特許権として有効に存続しております。上記特許権は、日本農薬株式会社と株式会社ポーラファルマが、これまでの医薬品製造で得た知見を開示したパテント・ポートフォリオの一環であり、今後も関連する特許権が成立する見込みであります。

したがって、特許第3278738号の存続期間満了後でありましても、ルリコナゾールの原薬およびルリコナゾールを有効成分として含有する医薬品の製造、販売、輸入等をする行為は、上記特許権をはじめとする日本農薬株式会社および株式会社ポーラファルマが保有する知的財産権を侵害する可能性があります。

ルリコナゾールを有効成分として含有する医薬品の製造販売を計画しておられる企業におかれましては、知的財産権の侵害行為がなきよう、十分にご留意いただきたくお願い申し上げます。

平成二十七年五月十一日

日本農薬株式会社

東京都中央区京橋一丁目19番8号

株式会社ポーラファルマ

東京都品川区西五反田八丁目9番5号